

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(三重県指定 第2470300027号)

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、**原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象**となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制.....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. サービスの利用に関する留意事項.....	4
7. 苦情の受付について.....	5

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
法人所在地	三重県鈴鹿市神戸地子町383番地の1
電話番号	059-382-5971
代表者氏名	会長 亀井 秀樹
設立年月	昭和45年 2月10日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
事業の目的	介護保険法令の趣旨に従い契約者がその居宅においてその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
事業所の名称	社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 鈴鹿市指定居宅介護支援事業所「社協」 三重県2470300027号
事業所の所在地	三重県鈴鹿市神戸地子町383番地の1
電話番号	059-381-1112
管理者氏名	石川 小百合
当事業所の運営方針	事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特徴を踏まえてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう契約者の選択に基づいて地域の保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。
開設年月	平成12年 4月 1日

[事業所が行っている他の業務]

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- ①指定(予防)訪問介護事業 三重県指定番号 第 2470300027 号
 ②指定障害訪問介護事業所 三重県指定番号 第 2410300137 号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 鈴鹿市・亀山市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金(祝日、12月29日から1月3日を除く)
サービス提供時間	8時30分～17時15分

*緊急連絡電話 ()

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算
1. 管理者（介護専門員兼）	1	0	1
2. 介護支援専門員	2	1	3

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

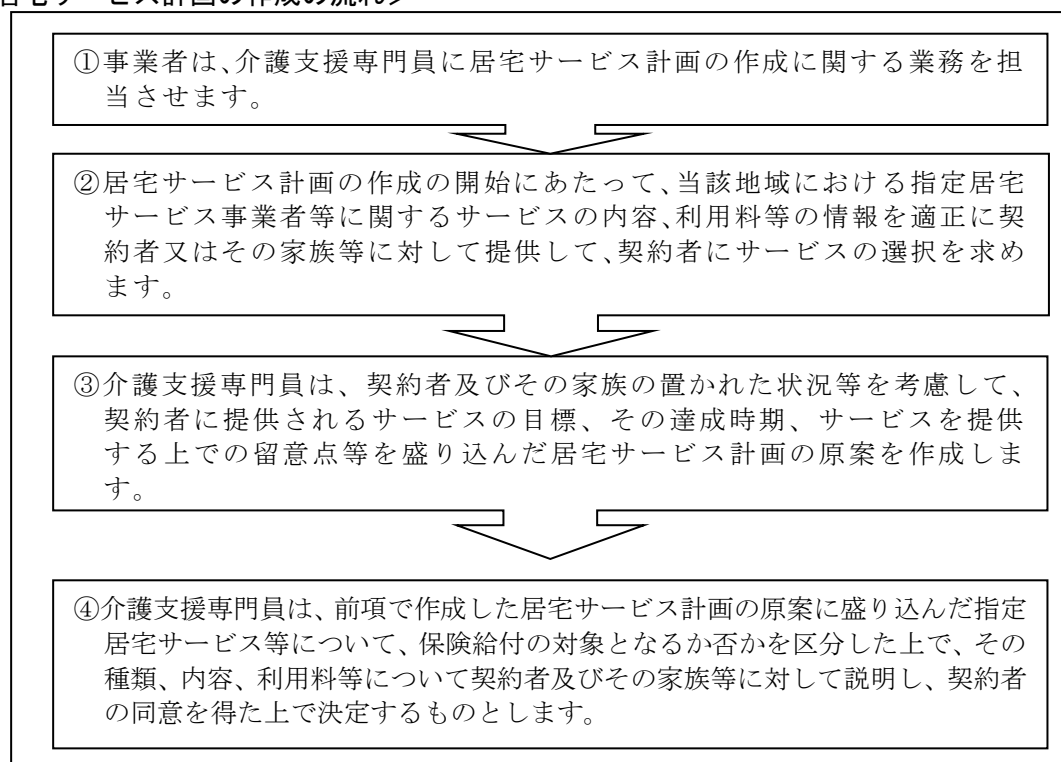
（１）サービスの内容と利用料金（契約書第 3～6 条、第 8 条参照）＊

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

<居宅サービス計画の作成の流れ>



※利用者は介護支援専門員に対し、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業者等の紹介や選定理由を求めることが可能です。

※前 6 ヶ月間に作成したケアプランに位置付けた（訪問介護・通所介護・福祉用具貸与・地域密着型通所介護）各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供された割合について利用者に

について説明を行います。介護サービス情報公表システムに運営情報を掲載致します。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。入退院時等、医療機関との連携を行います。

※（入院時は、入院先医療機関に担当介護支援専門員の氏名等を提供して下さい。）

- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

居宅介護支援利用料は介護報酬の基準どおりとなります。

なお、当事業所は介護保険法による特定事業所加算Ⅱの体制を整え、県の認可を受けております。

※（介護支援専門員実務研修実習等にご協力いただく場合がございます。）

（２）交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

1 キロにあたり 2 0 円の実費がかかります。

（３）支払い方法

料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月 1 0 日までに前月分の請求をいたしますので、1 5 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収証を発行

します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 (担当者)	鈴鹿市社会福祉協議会 企画総務課 田邊 あき江 電 話 059-382-5971
	鈴鹿市社会福祉協議会 地域福祉課 野村 浩美 電 話 059-382-5233
受付日時	月曜日～金曜日（祝日、12月29日から1月3日を除く） 8時30分～17時15分

また 当法人では 公平な立場で苦情等をお聞きする第三者委員を選任しておりますので、直接下記の方に申し立てることも出来ます。

第三者委員	徳山 貴英 氏（現：社会福祉法人天年会きらめき拠点エリアマネージャー） 電 話 059-383-2100
	采摺 隆道 氏（元 鈴鹿市社会福祉協議会 常務理事 他） 電 話 059-378-8774

(2) 行政機関その他苦情受付機関

受 付 時 間	8時30分から17時15分	
鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課	所在地	鈴鹿市神戸1-13-18
	電話番号	059-369-3201
三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課苦情処理係	所在地	津市桜橋2丁目96
	電話番号	059-222-4165
三重県社会福祉協議会 福祉サービス適正化委員会	所在地	津市桜橋2丁目131
	電話番号	059-224-8111

年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会
鈴鹿市指定居宅介護支援事業所「社協」

説明者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

<利用者>住 所

氏 名 印

<代理人>住 所

氏 名 印

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 2 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 2 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 13 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要支援又は自立と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。
その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合 |
|---|

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
|---|